

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

| 新   | 旧              | 旧<br>新<br>別     |
|---|----------------|-----------------|
| 加須市中樋遣川字七釜戸二九六<br>七番二地先から加須市大越字堤<br>崎三四四〇番二地先まで |                | 区<br>間          |
| 九・二〇〃<br>二七・〇〇〇                                 | 九・二〇〃<br>一四・七一 | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 六二・七〇   |                | (メートル)<br>延長    |
| 道路改良工事  |                | 備<br>考          |